



GOTO

共同海運国際有限公司

GOTO SHIPPING INTERNATIONAL LIMITED

2013年8月1日

お客様各位

共同海運国際有限公司 日本総代理店
株式会社 瑞洋海運
営業本部

中国増値税の運賃及び諸チャージの適用について

平素は格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

既報のとおり、中国財政部及び税務総局より「交通運輸業及び一部現代サービスにおける営業税の増値税への徴収変更試行に係る税收政策の全国展開に関する通達」(財務[2013]37号)が公布され、2013年8月1日以降、中国国内において収受される海上運賃及び諸チャージに対し、増値税が課せられることとなりました。

これに伴い、弊社は、2013年8月1日より、中国国内にて徴収させていただきます海上運賃及び諸チャージに対し、6%の増値税を適用させて頂くことになりました。

以上、ご理解とご了承頂けます様、お願い申し上げます。

なお、中国関係当局より新たに他付加税の通達があった場合、また、本公布に修正・変更などがあった場合、改めまして、ご案内申し上げます。

お問合わせ等につきましては、営業担当部署まで、ご連絡頂けます様、お願い申し上げます。

以上